平成２５年（フ）第１８８号
奈良県宇陀市室生西谷134番地の25
債務者　阪口　正子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
奈良県大和高田市大字池田226番地43
債務者　山田　由加
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
奈良県葛城市勝根194番地３
債務者　ｈａｉｒ　ｍａｋｅ　ＴＩＮＫこと
中村　剛仁
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
奈良県大和高田市中三倉堂２丁目８番２号
債務者　中川　博美
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
長崎県大村市木場１丁目914番地６、前住所
長崎県大村市中里町1337番地８
債務者　矢ケ部正幸
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
北海道北見市北進町５丁目４番54号　サンセットヒル203号
債務者　齊藤　清美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
埼玉県草加市小山２丁目25番23号
債務者　石井　操江
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５１２号
千葉県習志野市東習志野４丁目４番３―306号
債務者　野口　茂雄
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０４号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目５番26―207号
債務者　奥山　啓子（旧姓糸数）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
福岡県柳川市三橋町下百町24番地１　プラニーシェ園田502号
債務者　西田　静子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第７８８号
札幌市豊平区月寒西１条４丁目１番35―703号
債務者　長井　大憲
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４９号
北海道石狩市花川南６条３丁目84番地
債務者　土橋　達夫
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８４号
札幌市清田区清田２条３丁目10番44号　平田マンション101号
債務者　橋本　良子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２５号
札幌市豊平区中の島１条９丁目７番15号　グランドアベニューＡ―105号
債務者　下村　有里
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２９号
札幌市北区北27条西14丁目２番３―301号
債務者　小出　菜々（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３６号
北海道石狩市花川北７条３丁目40番地　市営住宅花川団地12Ａ―104
債務者　林　　彩
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４４号
札幌市白石区栄通13丁目１番９号
債務者　戸来　義明
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部